

シュタインバイスの産業振興政策論

森 良 次

問題の所在

次の文章は、ドイツ歴史学派の先駆者、フリードリヒ・リスト (List, Friedrich) が主著『経済学の国民的体系』の続編として発表 (1842年) した『農地制度論』の一節である。

「小手工業者と零細農とは、ふつう教育もなく独立心もなく、また公務に従ったり市民権を擁護したりするために必要な経済的地位を持っていない。」

「農民は元気をつける食物をなに一つとることができぬばかりか、それがなくては獣でさえ舐がが悪くなるといういちばんたいせつな薬味、すなわち塩にさえ欠乏し、自分で紡ぎ自分で織ったぼろぎれを身にまとう。またこの場合、人間は驢馬や馬や軋き牛を使いはそのものこれらの役畜に栄養のある飼料をやることができない。しかもそれにもかかわらず、働く者の階級の大部分は、その窮乏した経済を営むには誰にでも時間があり余るために、古いしきたりのままでぶらぶら日を暮らして行くのである。」

「社会の目的を促進せず、人間の低い欲望に素材と滋養とをあたえるのに役立つのみの集住生活は、もはやまったく維持し改善しえぬ状態から生まれる共同性や共同心とともに、ほとんどすこしの価値をも持つものではない。じっさい、たいていの村落のたいていの状態はこのようになっているのである。それともこの村落の住民たちは、互いに交換すべき理性的なものや有用なものを、いささかなりと持っているともいうのだろうか。彼らが飲み屋や機場や、部落の泉のほとりや菩提樹の下に寄り集まって、退屈をまぎらそうとする衝動から、お常識や作り手の能力や、はては肺や舌などを、あらゆるおしゃべりで錬磨することがそれだというのだろうか。それとも彼らが互いにさまざまな農地の紛争に熱中したり、村落の財政

上・行政上の事柄について口論して、そのあげくにときとしては罵りあったり殴りあったりすることがそれだというのだろうか。牧草地だとか牧場だとか、泉だとか水飼い場だとか、村有地だとか複雑な会計制度だとかというものから生まれるあらゆる紛糾は、結局のところその大部分がわざわざこしらえた騒ぎなのだと考えられるとすれば、はたしてなんのためのものなのだろうか。」¹⁾

よく知られているように、リストは、産業革命を完遂したイギリス産業資本に対し、なお幼弱な段階にあるドイツ産業資本の保護(幼稚産業保護)とこれによるドイツ国民経済の建設を主唱した政治経済学者である。この主張をリストは『農地制度論』において拡張し、保護関税によって守られる国内市場には「農・工・商業の国民的分業」が形成されねばならず、そのために中産的独立農民層の創出(農工分離過程の促進)が不可欠であることを説く。その際、リストは中産的独立農民層の創出とともに、その維持をも主張するのであるが、それは『農地制度論』に国民的生産力の理論にとどまらない、「コルポラチオン制度」(Korporationssystem) 論の見地が貫かれていたためである。コルポラチオン制度とは、ゲマインデ(Gemeinde) (基礎自治体) の自治を出発点として、郡 (Oberamt)、県 (Provinz)、そして国家へと重層的に編成される近代的自治・代議制度を指し、中産的独立農民層はゲマインデ自治の担い手、代議制度の基礎を支える国家市民 (Staatsbürger) と指定されていた。リストは、「耕地整理」によって農民層分解を促進しつつも、ひとたび成立した中産的独立農民層は、近代的代議制度の基礎として政策的に保全すべきとしたのである。

先に引用した『農地制度論』の一節は、こうした見地から経済的独立の基盤をもたない零細農の「蔓延」、あるいはまた零細農からなる集住制度や村落自治の実態を批判するものであった²⁾。

¹⁾ フリードリヒ・リスト (小林昇訳) 『農地制度論』岩波文庫、1974年、52、60、77ページ。

ところで、以上のリストの立論は、彼の郷国である西南ドイツの零細農問題、すなわち、「ライン・ネッカー・マインの河岸」に支配的な均分相続制度およびそのもとで進行する農地の無制限な分割と副業的農村工業の普及、その結果生ずる夥しい数の零細農の農村滞留という歴史的現実即して行われたものであり、その意味で『農地制度論』は、前三月革命期の西南ドイツ小農制に対する強い批判を含んでいた。リストは、故郷の農村の窮乏化を目の当たりにし、そこに「農・工・商業の均衡ある発展」の実現困難性と国家市民の不在をみてとったのであり、リストが提起した農地の分合交換と共有地の廃止を旨とする「耕地整理」とは、封建的諸負担の解消という積極的側面をもちつつも、零細農の経済的基盤をなす農業制度の解体、西南ドイツ小農制の根源的変革を意味するものであった^{*3}。

それでは、この『農地制度論』の題材ともなった西南ドイツ小農制社会は「三月革命」（1848年革命）後いかにして経済発展を遂げたのであろうか。とりわけ三月革命の所産として成立したヴュルテンベルク（Württemberg）政府の産業振興政策（Gewerbeförderungspolitik）の代表部、「工商

業本部」（Zentralstelle für Gewerbe und Handel）^{*4}はこの地の小農制を所与として、リストの摘出した社会問題にいかに対処したのであろうか。本稿は、工商業本部を30年余にわたり主導したシュタインバイス（Steinbeis, Ferdinand von）を取り上げ、彼の産業振興政策論に即して、こうした問題に接近しようとするものである。

三月革命後の西南ドイツ、とりわけヴュルテンベルクの経済発展をめぐることは、日本のドイツ経済史研究の草分け、比較経済史学派の主導者の一人である松田智雄が、「いわゆる「工業化」の歴史的射程について－資本主義の南ドイツの基盤」と題する論考のなかで、ドイツ中間層問題の焦点をなした西南ドイツの工業化過程を、次のように展望している。

「[バーデン・ヴュルテンベルク経済は] たんなる「工業化」一般ではなく、特殊南ドイツ的、とくにバーデン・ヴュルテンベルクの「工業化」過程」、すなわち「比類なく高一度合いにおいて形成された「農・工業の連れ合い」のなかにおいて、マヌファクトゥア・工場工業が展開し、旧来の手工業者・農民の一部をその労働力として引き離して工場工業へと集中してゆく」そうした歴史

^{*2} リストの学問体系およびそのドイツ経済学史上の位置づけについては、小林昇「リスト『農地制度論』解題」；同「リスト『農地制度論』の前史と周辺」（『小林昇経済学史著作集Ⅶ』未来社、1978年）、リスト自身によるヴュルテンベルク農業社会批判の論考として、フリードリッヒ・リスト「農民保有地の無限の分割を排する」（『小林昇経済学史著作集Ⅶ』未来社、1978年）、を参照。

^{*3} 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、1984年、257-260ページ。

^{*4} 工商業本部は、三月革命の政治的緊迫下に窮乏化した手工業者らが結集し、政府に産業振興を迫ったことで成立した産業振興政策の企画・実施機関である。工商業本部はヴュルテンベルク経済に支配的な中小産業経営の保全を重要課題の一つとし、そのために技術の改善・導入支援、産業技術情報の伝達、技能養成（特に職業技術教育）、産業基盤の拡充などを強力に推進した。1850/60年代には、特に移動講習会や模範的機械・工具に対する購入補助金制度などの政策手段を用いて、農村に広範に展開する家内工業や手工業者、工場制工業にはなお到達していない中小作業場の技術改善がすすめられた。その後、政策の力点は職業技術教育に移され、営業補習学校（gewerbliche Fortbildungsschule）や各種専門学校の整備を通じ、手工業者、熟練労働者、製造技術者（Techniker für die Fabrikation）の養成が体系的に行われた。工商業本部について詳しくは、森良次「19世紀後半西南ドイツ・ヴュルテンベルクの産業振興政策」『経済論叢別冊調査と研究』（京都大学）第16号、1998年；同「ドイツ・ヴュルテンベルクの時計産業振興策－アメリカ互換性部品技術の導入か、それとも中小産業経営の保全か－」『歴史と経済』第213号、2011年、を参照されたい。

なお、Zentralstelle für Gewerbe und Handelを「工商業本部」と訳出する理由について、一言しておきたい。ドイツ語のGewerbeは多義的な概念であるが、一般的にGewerbeは商業・工業を意味する農業の対概念、製造業を意味する商業の対概念、近代的大工業であるIndustrieに対し在来産業・中小経営を指す概念として用いられる。Zentralstelle für Gewerbe und Handelの場合、Gewerbeは商業（Handel）と並置されているため、製造業を意味している。ただし、Zentralstelle für Gewerbe und Handelの政策の要点は中小産業経営の振興にあり、在来産業・中小経営に近い意味をもつと考えられる。

またGewerbe概念の意味をそのように捉えたとして、「工商業本部」でなく「工業本部」とするのは、「商工業」という表現が明治期以降の日本の用語法であり、GewerbeとHandelのどちらを先にならべるかは、当該国政府および組織の近代化政策のあり方を投影すると考えるからである。そのような意味で本稿では、Zentralstelle für Gewerbe und Handelを原語に忠実に「工商業本部」と呼ぶこととした。

的経過のうちに、「ライン・ウェストファーレン地帯とは異なったひとつの高度な「工業化」地帯を形成して現在にいたる。」⁵

松田はこのような展望を示し、南ドイツ経済の構造的特徴として、小農制・手工業制の広範な存続、農業と工業の結合、産業の多様性などを挙げている。それは、本源的蓄積の過程で資本、賃労働への分解が激烈にすすみ、資本制確立後に資本家・地主・労働者三階級からなる明瞭な近代社会を成立させたイギリスと対比し、ドイツの本源的蓄積過程が「玉葱の薄皮を剥がす」がごとく緩慢に進行し、一方で巨大企業体制を形成しつつも、膨大な中間的社會層が長期にわたり維持されるという点に、ドイツ資本主義の歴史的個性を見いだそうとするものであった。その意味で、松田の特殊南ドイツ的工業化論は、独占・金融資本形成過程の解明に注力してきたドイツ経済史研究への重大な問題提起であった⁶。

実際、このような緩慢な両極分解の過程を辿り

ながらも、ビュルテンベルクでは「農・工業の纏れ合い」のなかから各種の消費財産業が漸進的に発展し、1880年代には輸出産業として本格的に興隆することになる。またその過程で繊維機械などの生産財産業が「歴史的産業連関」⁷のかたちをとって分出し、19・20世紀の交にビュルテンベルクは機械産業をも含む産業構造をもつに至った。

松田を嚆矢とする西南ドイツ経済史研究は、その後、藤田幸一郎、三ツ石郁夫に引き継がれ、今日に至る。その場合にこの地の経済構造を理解する鍵となってきたのが、「農・工業の纏れ合い」(Verflechtung der Landwirtschaft und Industrie)という概念である。これにより松田は、ビュルテンベルクでは零細農業と独立・半独立の小営業との結合が長期にわたり温存され、工業化の進展により工場労働者層が創出されても労働者の農村離脱は緩慢にしかすすまず、かわって在村の「労働者農夫」(Arbeiterlandwirt)という特殊西南ドイツの労働者類型を生み出したとの見通しを示した⁸。

⁵ 松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究—ウエルテンベルク王国の産業発展』岩波書店、1967年、445-470ページ。

⁶ 周知のように、「大不況」期のドイツでは、農工複合の保護関税体系のもと、原料、半製品、完成品の各生産工程を垂直的に統合した巨大「混合企業」が石炭・鉄鋼業の分野で誕生する。また新興の電機工業ならびに化学工業は一連の技術革新を相次いで導入し、イギリス産業資本に伍して世界市場に出現する。産業革命後の資本主義発展の過程で、ドイツを「工業国」へと押し上げる原動力となったのは、間違いなく、独占・金融資本ないしは重化学工業部門を中心とする巨大混合企業体制であった。

こうした「大不況」期以後のドイツ資本主義の生産力発展をめぐるのは、株式会社制度や長期工業信用を介した銀行資本の産業資本への介入が当該期の工業発展の基盤となっていたことが明らかにされ、「自由競争」段階から「独占」段階の資本主義への移行過程の解明がすすめられてきた。例えば、金融資本の形成を産業資本と銀行資本の二系列の資本の集積・集中過程の融合と捉えた、大野英二『ドイツ金融資本成立史論』有斐閣、1956年、銀行資本と産業資本の融合に果たす前者の役割を重視した宇野段階論の立場からの研究として、宇野弘蔵『経済政策論』弘文堂、1954年；戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』東京大学出版会、1960年；武田隆夫編『帝国主義論・上』東京大学出版会、1961年、がある。

またこうした日本の経済史学とは別に、ガーシェンクロンも後発工業化論の見地から先発国と後発国では工業化の速度に違いがあることを明らかにし、ドイツの「工業国」としての台頭とイギリス産業覇権の衰退という世界史の動態についての有力な解釈を提示した(Gerschenkron, A., *Economic Backwardness in Historical Perspective: a Book of Essays*, Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard University, 1962. (絵所秀紀・雨宮昭彦・峯陽一・鈴木義一訳『後発工業国の経済史—キャッチアップ型工業化論』ミネルヴァ書房、2005年)。

⁷ 歴史的産業連関概念については、渡辺尚『ラインの産業革命—原経済圏の形成過程』東洋経済新報社、1987年、256-257, 263-264ページによる。

⁸ 松田、『ドイツ資本主義の基礎研究』。

なお、加藤房雄は、労働者農夫とってよい「都市近郊農村労働者階層」が西南ドイツのみならず、ベルリン周辺の都市近郊農村ゲマインデにも広範に生成・発展した事実を明らかにし、これとプロイセン的土地所有基盤(大地=世襲財産が提供する零細地小作)との関連を究明している(加藤房雄『ドイツ都市近郊農村史研究—「都市史と農村史のあいだ」序説』勁草書房、2005年)。異なる土地所有制度のもとで生成したそれぞれの労働者農夫の労働・生活様式・自治の実相については、農業土地所有制度が工業労働力の形成過程や労働力市場のあり方にかなる特徴を刻印したかという伝統的テーマにつらなる重要課題といえるが、加藤の研究成果は、松田が先の論考において西南ドイツの工業化と「中部ヨーロッパ」のそれとの共通性をも指摘していたことに鑑みたとき、労働者農夫という工業労働者類型はドイツを含む西ヨーロッパにひろく共通する現象であったことを示唆している。

その後、藤田は、松田の農・工業の纏れ合い論を農村社会史の観点から「居つきの工業化」論（Industrialisierung im Sitz）として引き継ぎ、農工複合経営の基盤のうえに形成された労働者類型をプロレタリアートの歴史的系譜論のなかに位置づけ、所有から完全に切り離された労働者との類型的差異を明らかにした^{*9}。また三ツ石は、農・工業の纏れ合い論を批判しつつ、農工結合から内部市場の狭隘さゆえに輸出指向性の高い「農村立地型工業」が展開したことを明らかにした^{*10}。

以上の三者は、農工結合の温存と「中産的生産者層」の両極分解過程の漸進性という点では認識を一致させており、本稿もこうした研究史の到達点に学んでいる。そのうえで、本稿では、リストが繰り返し批判した西南ドイツ小農制社会と三月革命後の産業発展との関連を、シュタインバイスの産業振興政策論に即して、あらためて問うことにしたい。というのも、シュタインバイスは小農制社会が生み出した、多くは小・零細農業と結びついた中小産業経営への政策的配慮から、営業自由の全面導入に反対する一方、後に自由貿易を強烈に指向し、その主張は、農・工業の纏れ合いのなかから輸出産業が立ち現れるビュルテンベルクの産業発展過程と軌を一にするものであったからである。

以下では、まず工商業本部による織物業を対象にした巡回技術指導の実態を明らかにすることで、産業振興政策の目的を確認する。次いでシュタインバイスがツンフトを擁護して営業自由の全面導入に反対しながらも、近代工業を高く評価し、しかも自由貿易を強く指向した点に止目し、ツンフト擁護の意味を、彼の近代工業観や自由貿易論に即して明らかにする。そしてリストにとっては近代的自治・代議制度を社会の基層で支えるはずの国家市民の育成という課題に関して、シュタインバイスはいかなる立場にたっていたかを明らかにする。

1. 織物業にみる中小産業経営の保全策

工商業本部が大規模かつ体系的に振興策を展開した産業の一つに織物業がある。そのなかでも亜麻織物業には特段の政策的配慮が払われ、工商業

本部は様々な政策手段を動員して衰退がすすむ亜麻織物業の再生に力を注いだ。その場合、振興政策の焦点をなしたのは機械織物ではなく手織であり、それは他の産業諸部門に先駆けて近代工業部門として確立した綿工業においても同様であった。織物業振興策は、工場制工業化をひたすらに追求する殖産工業政策とは相容れぬ政策であり、工商業本部にとっては手織工をいかに保全するかが問題の出発点であった。

（1）亜麻織物業の危機

亜麻織物業は、他のヨーロッパ諸地域と同じくビュルテンベルクでも中世より広く営まれ、18世紀には「ウーラハ亜麻織物商会」（Uraher Leinwandhandlungscompagnie）など特権的貿易会社のもと遠隔地市場向けの輸出産業として発展を遂げる。18世紀後半以降の西ヨーロッパでみられた継続的な人口増加は、ビュルテンベルクにおいては均分相続制度と結びつくことで農地の細分化に帰結し、これにより小・零細農を中心に農外収入の必要から農村に亜麻織物業が普及することになった。

しかしながら、ビュルテンベルクの亜麻織物業は18世紀末以降停滞し、危機に直面する。まず1795年にウーラハ亜麻織物商会が解散するなど、この時期に幾つかの輸出商会が亜麻織物業から撤退したことで、ビュルテンベルク亜麻織物業と遠隔地市場との商業的結びつきは一時的に途絶した。またその後のナポレオン戦争と大陸封鎖もイタリア、スペイン、ポルトガル、アメリカなどへの亜麻織物輸出を遮断し、大陸封鎖解除後に貿易は再開されたものの、この間にイギリス製品が海外市場でその地位を強めたため、ビュルテンベルクの亜麻織物輸出は以前の水準を回復することはなかった。加えて、フランス、イタリア、ロシア、オーストリアなどが保護関税政策を強化したことも亜麻織物の販売環境を悪化させ、1820/30年代にビュルテンベルクの亜麻織物輸出を阻害した。

こうした市場環境の変動以上に重大であったのは、イギリス、大陸ヨーロッパ諸地域における産業革命の進行に伴い、その主導部門である綿工業が著しい拡大を遂げたことである。機械織綿糸の

^{*9} 藤田、前掲書。

^{*10} 三ツ石郁夫『ドイツ地域経済の史的形成—ヴュルテンベルクの農工結合』勁草書房、1997年。

普及による綿製品価格の下落は、いうまでもなく綿織物に対する広範な需要を生み、その市場への浸透が亜麻織物価格の下落を強力に引き起こすことになった。こうした価格下落は、とりわけ品質・最終仕上加工の面で流行の変化に対応できない亜麻織物地域で深刻であり、最終仕上を施さず未漂白の粗製亜麻織物を中心に生産するビュルテンベルクも価格下落圧力を強くうけることになった。

加えて、ビュルテンベルクの亜麻織物業自体も競争力問題をかかえていた。ウーラハ亜麻織物商会の解散などにより閉鎖制度下の品質管理が機能不全となり、手紡糸・織物の品質が低下してしまったこと、紡績・漂白工程で近代的技術の導入が後れ、19世紀に入っても旧態依然とした手工の生産が続けられたこと、ビュルテンベルク産亜麻の品質が中・上質亜麻織物の原料としては不十分で、亜麻をオランダやベルギーから輸入せねばならず、生産費の上昇要因となっていたことなどにより、ビュルテンベルクの亜麻織物業は価格・非価格の両面で競争力を喪失し、衰退を自ら招くことになった¹¹⁾。

それでは、亜麻織物業の危機の実相はいかなるものであったのか。(第1表)は、ビュルテンベルクの亜麻・綿織物業における織機・織布工数の推移を示したものである。亜麻織布工数は1816-1829年に増加し、1840年に一旦減少するものの、その後再び増加に転じている。亜麻織物織機については、当該期にはなお力織機が導入されていなかったことを踏まえると、織布工数と軌を一にしていたとみてよく、亜麻織物業は全体として前三月革命期にはなお量的拡大傾向にあり、19世紀後半に入り徐々に縮小していったと考えられる。実際、1830年代までのビュルテンベルクの亜麻織物生産・輸出の減退は、生産量ではなく生産額において生じたとみられ、危機はもっぱら織布工の収益危機として現れることになった¹²⁾。他方、綿織物業については、1830年代以降急速な発展を示し、

(第1表) 亜麻・綿織物業の織布工・織機数

年	亜麻織物業		綿織物業	
	織布工	織機	織布工	織機
1816	19,397	—	—	—
1829	27,804	—	2,416*	—
1840	22,400	22,346	—	5,300
1852	26,000	25,516	14,453	12,264
1861	19,507	19,379	15,050	14,937
1875	13,826	14,128	7,730	10,865

* 1832年

(出所) *Das Königreich Württemberg. Eine Beschreibung von Land, Volk und Staat*, Stuttgart, 1863, S. 576; Derselbe, 1884, Bd. 2, S. 702, 706-707; *Württembergische Jahrbücher*, Stuttgart, 1878, S. 110; Borscheid, P., *Textilarbeiterschaft in der Industrialisierung. Soziale Lage und Mobilität in Württemberg (19. Jahrhundert)*, Stuttgart, 1978, S. 129; Wauschkuhn, F. F., *Die Anfänge der württembergischen Textilindustrie im Rahmen der staatlichen Gewerbepolitik 1806-1848*, Hamburg, 1974, S. 477-489.

その量的拡大は1861年まで続いていること、その後手織機から力織機への代替が本格的にすすみ織布工・織機数ともに減少に転じることが確認できる。

以上からビュルテンベルクの主導産業としての亜麻織物業が緩やかに衰退し、綿織物業がこれに代位していったことが確認できるが、ここで注目したいのはこの転換過程が極めて緩慢に進行したという点である。亜麻織物業の衰退が顕在化するのには1852年以降のことであり、1875年に至っても亜麻織物業の織布工・織機数が綿織物業のそれを上まわっていたことは、綿織物業が急速な発展を遂げながらも、亜麻織物業はこれと併存し広範に存続していたことを示している。同時代人フォルツ (Volz, K. W.) は、亜麻織物業の実態を次のように描写している。

「亜麻織物業は、ビュルテンベルクでは昔から副業の産業であり、先の10年でそれは非常に零落してしまっただが、それでも依然として稼ぎをもたらしている。その稼ぎが重要であればあるほど、

¹¹⁾ 前三月革命期のビュルテンベルク亜麻織物業と危機の実態については、Borscheid, P., *Textilarbeiterschaft in der Industrialisierung. Soziale Lage und Mobilität in Württemberg (19. Jahrhundert)*, Stuttgart, 1978, S. 122-129; Flik, R., *Die Textilindustrie in Calw und Heidenheim 1750-1870*, Stuttgart, 1990, S. 112-115; Medick, H., *Weben und Überleben in Laichingen 1650-1900. Lokalgeschichte als Allgemeine Geschichte*, Göttingen, 1997, S. 268-269; Mährlen, J., *Die Darstellung und Verarbeitung der Gespinnte und die Papierfabrikation im Königreich Württemberg*, Stuttgart, 1861, S. 175-186; また以上の研究に依拠しビュルテンベルクの亜麻織物業の危機に言及した、森「19世紀後半西南ドイツ」、を参照。

¹²⁾ Flik, a. a. O., S. 112; Medick, a. a. O., S. 270.

貧しい農夫のほぼ全ての家族はこれに従事し、他の方法では達成することができないであろう収入を手に入れている。こうした副業の稼ぎは非常に僅かなものではある。しかし彼らは、たいてい小土地を所有するか賃借し、そこで生活に必要なもののほかに、亜麻を栽培し、それを水で浸し、梳き、糸を紡ぎ、さらに自ら製織をし、最後に漂白作業を行っている。それゆえ彼らは、窮乏状態にあるわけではない。これにより彼らは、イギリスなどの工場労働者がすでに長きにわたり試みていること、すなわち一片の土地をもち、そこでとうもろこしかジャガ芋を自ら栽培することで、工場主の気まぐれ、または工場の運命から少しでも自立するということを、すでに手にしている。そのためビュルテンベルクの織布工は、極めて僅かな稼ぎで満足している。また織物業は畑仕事とならぶ副業としては存続するであろう。とりわけ女性にとっては、これにより畑仕事から解放された時間を有効に利用することができるため、存続するであろう。」¹³

フォルツが観察した亜麻栽培から手紡績、織布、漂白に至る亜麻産業の全過程を家族内で行う「牧歌的」織布工＝農民が、三月革命後の亜麻織布工の典型であったとはいいがたい。ビュルテンベルクの亜麻織物業は、旧来の遠隔地貿易が停頓する18世紀末から19世紀前半に、生産手段を織布工自身が自前で調達する「買入制」から商人による前貸しを伴う「問屋制」へと移行した¹⁴。それは原材料である亜麻を外国から輸入したり、ビュルテンベルク最初の機械制亜麻紡績会社（「ウーラハ機械制亜麻紡績」(Mechanische Flachsspinnerei Urach)）が誕生（1839年）し機械制紡糸が普及したことを契機としたものであり¹⁵、全工程を家族内で遂行する織布工家族は、少なくとも三月革命後の輸出向け織物生産の典型ではなかった。また織布工が窮乏状態にはなかったとの評価も、工場制工業化の進展とそれに伴うプロレタリアート問

題発生への危惧から、小・零細農業と結びついた亜麻織布工を護持しようとするフォルツの政治的立場の発露とみるべきであり、それはまた1840年代以降のビュルテンベルクの経済政策を強く規定した政策思潮でもあった。しかし、亜麻織物業が小・零細農民の副業としてビュルテンベルクのほぼ全域で営まれていたことは事実であり、フォルツの観察は、遠隔地市場から切り離され、また需要自体が縮小するなかでも、副業であるがゆえに存続する亜麻織物業の実情や織布工の心性の一端を示したものと見える。

（第2表）は、こうした亜麻織布工の実態を反映している。同表は、亜麻織物用織機の年間稼働日数と本業率を示したものであり、本業比率は年間9～12ヶ月ないしは225～300日稼働する織機を本業用とみなし¹⁶、全織機に占めるその割合をさす。これによると亜麻織物業の本業率は13.6%であり、織機20,410台のうち17,634台が副業用であったことになる。また年間平均稼働日数は125日で、本業と副業とを分ける225日を大きく下まわっており、多くの場合に亜麻織物業は農閑期の副業的家内工業や農間の手間仕事として存続していたことがわかる。いずれの商工会議所地区も年間稼働日数と本業率の低さは共通しているが、そのなかで郡ごとに統計が整理されているシュツットガルト商工会議所地区についてみると、同地区内

（第2表）亜麻織物用織機の年間稼働日数と本業比率(1857/58年)*

商工会議所地区	年間稼働日数	本業比率	織機数
シュツットガルト	115	12.0%	5,441
ロイトリンゲン	129	13.5%	6,616
ウルム	158	16.5%	3,980
ハイルブロン	100	10.4%	4,373
合計	125	13.6%	20,410

* 年間稼働日数と本業比率は、手織機およびペダル機に関する数値。ジャカル織機はこれに含まれない。
（出所）Mährlein, a. a. O., S. VI, VII, 65-66, 169.

¹³ Volz, K. W., “Beiträge zur Geschichte der Leinwandfabrikation und des Leinwandhandels in Württemberg. Von den ältesten bis auf die neuesten Zeiten, ans zum Theil ungedruckten urkundlichen Quellen,” *Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde* 1854, Stuttgart, 1855, H. 2, S. 26-27.

¹⁴ ドイツにおける「問屋制度」およびプロト工業化論における「買入制」、「問屋制」をめぐる議論については、馬場哲『ドイツ農村工業史—プロト工業化・地域・世界市場』東京大学出版会、1993年、を参照。

¹⁵ Medick, a. a. O., S. 274-276 ; Borscheid, a. a. O., S. 113-114.

¹⁶ 本業と副業とを分ける基準は、Mährlein, a. a. O., S. 168-169, による。

で織機の年間稼働日数と本業率がいずれも地区平均を下まわっているのは11郡あり、このうちゲッピンゲン (Goppingen) やグミュント (Gmünd) などでは、綿織物業の普及により亜麻織物業を本業とする織布工は急速に減少していた。グミュントでは年間稼働日数が75日以下の織機は73.7%に達し、生産物の大部分は自家消費用の亜麻織物であった。市場向けに生産された亜麻織物は生産物全体の20%ほどであり、それらはもっぱらグミュントや近隣地域で開かれる週市、年市での販売用であった。また綿織物業が普及していない地域では、小・零細農民の副業として引き続き亜麻織物業が営まれたが、その場合も自家消費用の生産が圧倒的で、販売用亜麻織物の場合も近隣市場向けの粗製品が殆どであった¹⁷。

このように亜麻織物業は、織布工や織機の数でみる限り綿織物業を凌駕していたものの、織布工の大半は農村地域で副業として営まれる自給的性格の強い織物生産者であった。織物業、とりわけ亜麻織物業は前三月革命期には全手工業職種のなかで最大の就業部門をなすとともに、親方1人あたりの徒弟・職人数や営業課税額でみると最下位にあり、その零細性は際だっていた¹⁸。亜麻織物業の危機とは、遠隔地市場が縮小・不安定化するなかで、市場向け生産を休止する家内織布工の続出、あるいは小・零細農民の農工複合経営を支える副業収入の減少という事態として現れたのであり、工商業本部はデュルテンベルク社会の基底をなす小農制を脅かすこの危機に鑑み、織布工の保全にむけ振興政策を展開することになるのである。

(2) 手織工の保全

亜麻織物業を振興するために工商業本部がとった政策手段の一つに巡回技術指導がある。これは技術指導員を産地に派遣し、生産者に直接技術指導をするというものであり、亜麻織物業の場合は、もっぱら小・零細農民の副業的家内工業として営まれていたことから、基礎的な製織法を中心に指導が行われる傾向にあった。1884/85年にホイベ

ルク (Heuberg) で実施された巡回技術指導に関する一連の記録は、工商業本部の農村手織工振興の一面をよく伝えている。類似の試みは、農村の窮乏化に対処すべく1850年代にしばしば実施されており、ホイベルクにおける巡回技術指導の実践は、時代はくだるものの、農村手織工振興の好例といえる。ここではこの記録によりながら亜麻織物業振興策の目的と内容を検討しよう。

1884年10月、「ハイデンハイム織物学校」(Webschule in Heidenheim) 理事レオポルド (Leopold)、シュパイヒンゲン (Spaichingen) 郡長ケラー (Keller)、ロットバイル (Rottweil) 商業会議所会員フィッシュ (Fisch) の要請にもとづき、工商業本部職員により「ホイベルク手織業の状態とその上昇のための手段に関する調査」(Erhebung über die Lage der Handweberei auf dem Heuberg und über die Mittel und Wege zur Hebung dieses im Rückgang begriffenen Industriezweiges)¹⁹が実施された。この報告書には、ホイベルク織布工の状態とその評価、改善策の提案などが記されており、そこでホイベルクの織布工は次のように描写されている。

「ホイベルクの手織の衰退に関する訴えは、根拠のあるものである。手織、特に薄織物 (Zeuglesweberei) はかつての半分以下に縮小してしまい、多くの集落では死滅してしまっている。住民は、今日に至るまでこうした稼ぎの減少を十分に埋め合わせるだけの仕事を見つけれられていない。しかしながら、本来の窮境が住民を支配しているわけではない。農業や牧畜業が彼らの主たる所得を保証しており、住民の大部分は少なくとも夏の間は外で仕事をする機会が与えられている。訪問した村や個人の住居は、わずかな例外はあるものの、零落した印象を与えることはなく、むしろ逆にある種の裕福さ、清潔さ、秩序において際だっている。それにもかかわらず、薄織物によって提供されてきた所得機会の喪失に住民は非常に困っている。若者 (男子) は圧倒的に冬にのみ行

¹⁷ Ebenda, S. 41-44.

¹⁸ Sedatis, H., *Liberalismus und Handwerk in Südwestdeutschland. Wirtschafts- und Gesellschaftskonzeptionen des Liberalismus und die Krise des Handwerks im 19. Jahrhundert*, Stuttgart, 1979, S. 124-126.

¹⁹ Bericht vom 27. Oktober 1884. Über die Lage der Handweberei auf dem Heuberg und über die Mittel und Wege zur Hebung dieses im Rückgang begriffenen Industriezweiges, Staatsarchiv Ludwigsburg (以下、StAL) E 170 Bü 946.

う季節労働 (Aüsfullarbeit) として、女性、老人 (男性)、家長は年間を通じて継続的に行う一しかしこれと平行して家事・畑仕事を可能にする一本業として、この産業部門が冬季に繁栄することを望んでいる。」

「機械織布がもたらす競争により織布賃金の低下がすすんでいる。このことはもちろん当該手織工にとって、非常に悲しむべきことである。しかし、私見では、織物業が副業か季節労働として営まれるホイベルクのような主として農業に従事する住民の場合、目下の賃金が労働に対して十分であるかどうかは重要ではなく、当該住民にとって空いている時間に賃労働をする機会があるかどうかが問題なのである。端的に言えば、織布工は副収入が全くないよりも、わずかではあっても収入があることを望んでいるのである。」^{*20} (文中、下線は引用者による。)

上記の報告書からは、ホイベルクの手織業が冬場の季節労働としてであれ、年間を通じて営まれる本業としてであれ、住民にとっては農工複合経営の一環をなす重要な就業部門であったことが明らかである。他方で、ホイベルクで織布工の技術指導にあたった織布工親方が、「とりわけ20～24番手の紡糸を使用する並物製品の場合、徒弟修業を修了せず、見様見真似で製織法を習得した織布工がしばしばみられ、技能、時間的正確さ、実績 (高い生産性) が欠如していた」^{*21}と述べているように、織布工はその半農半工的な性格から時間規律や品質の維持・向上に注意を払うといった職業意識をしばしば欠いていたことが窺われる。

さらに報告書は、織物業が衰退しているにもかかわらず、農業生産が住民生活に安定と秩序をもたらしていることを指摘しており、農工複合経営を社会的安定の確保という点から積極的に評価する姿勢も看取できる。

このような認識を前提に、工商業本部はホイベルクの手織工をいかなる方向に誘導しようとしていたのであろうか。

報告書は、ホイベルクの若者 (男子) が夏季には稼ぎのよい建築手工業に吸引され、手織を冬季の季節労働にしていること、このことが手織工の技能不足を招いていることを指摘し、手織工のあるべき姿として次のように述べている。

「織物の収益が良好なときには、多くの男性、特に家長は、家にとどまり家事や畑仕事以外の空いた時間を製織作業に使うことを好むであろう。こうしたことは、まだ若い人達がしばしば外で働くということに道徳的 (sittlich) な点から非常に憂慮すべき面があるため、多くの倫理的と云ってよい理由からも望ましいことである。」^{*22}

報告書は、若者を手織業に引き戻し、労働陶冶することが現実には困難であることを認めつつも、このようにその実現は道徳的にみて望ましいと述べる。またこれに関連して報告書は、家内工業としての織物業はファブリカント側の必要 (労賃の圧縮、経営資本の節約、リスク分散など) から簡単には消失しえないこと、近代的家内工業としての手織業はホイベルクの農工複合経営の必要に合致していることを指摘し、「住民の望みは全面的に考慮され、推進されるべきである」と述べている^{*23}。要するに、報告書は、労働陶冶を通じて手織を高度化することがたとえ期待できないとしても、家計補充労働として営まれる手織業の存続に万全の政策的配慮をすべきと主張しているのであり、ここに社会的安定装置としての農工複合経営を保全しようと企図する産業振興政策の社会的側面を見て取ることができる。

以上のような意図のもとづき、報告書は手織業の保全にむけ政策の方向性と課題を指摘する。

「簡素で一般に出回っており在庫しておくことができる織物の生産には、冬季にのみ織物に従事する多くの人々を依然として利用することができる。」他方で、「織布工のうち一年を通じて活動する織布工を、ときとともに他の製品、すなわち生

^{*20} Bericht vom 27. Oktober 1884.

^{*21} Bericht des Zeichenlehrers Leopold von Heidenheim über den Stand der Weberei auf dem Heuberg (09. November 1884), StAL E170 Bü 946.

^{*22} Bericht vom 27. Oktober 1884.

^{*23} Bericht vom 27. Oktober 1884.

産上の困難は伴うものの稼ぎの良い製品(例えば、多綜統織 (mehrschäftiger Stoffe) の亜麻製食卓用品が考えられるが、さしあたりは作業場の制約からジャカード装置を用いないですむ製品)へと移行させるといことも考えられる。」「しかし、薄織物の維持・拡大、あるいは製造は難しいものの稼ぎの良い製品の導入には、著しい困難が立ちはだかっている。すなわち、それは織布工の職業教育が不足しているという問題である。雇用主がこれについて苦言を呈し強調するのは、老いた有能な織布工は徐々に死んでいなくなり、これに代わる若い労働力はわずかな熟練しか有していないということである。」²⁴ (文中、下線は引用者による。)

要するに報告書は、並物製品を生産する農閑期の副業を維持しつつ、より積極的に「機械制織布がなお優位に立っていないか、機械制織布のために賃金が過度に押し下げられていない製品分野へと手織業を漸進的に導く」という政策目標を提起するのである。これは工商業本部が手工の生産部門の近代化を推進する際の基本線ともいべき方針であり、織物業以外の振興策においてもしばしばみられた政策であった。

報告書は具体的に、養成作業場の設置と織布工宅を個別訪問する巡回技術指導の2点を提案している。これは機械制織布の競争圧力や織布工の技能欠如という手織業衰退の原因にそった対応策といえる。しかし、養成作業場については、ホイベルク手織工が工場労働を想起させる集中作業場形式の養成作業場を忌避するとの懸念、手織業は地理的に分散しており、これを踏まえた適切な用地の確保が難しいこと、資金面の制約などから実現は困難とし、結論として巡回技術指導こそホイベルク手織工の現状に照らし最も現実的かつ事態の改善に有効であるとの結論がくだされるのである。

上記報告書が提出された後、工商業本部により2人の織物親方が技術指導員として採用され、1884年10月から数ヶ月にわたりホイベルクの各集落で巡回技術指導が実施された。

(第3表)は、技術指導員ゲーリンク

(第3表) 織布工親方ゲーリンクによる巡回技術指導の実績

年月	日数	時間	訪問件数*2
1884年10月*1	3	14	3
1884年11月	20	166	—
1884年12月	24	174	71
1885年1月	24	201	118
1885年2月	22	202	125
1885年3月	22	192	95

*1 10月については、26日以降の実績。

*2 織布工の自宅作業場以外に、作業場・工場の訪問も含む。(出所) *Auszug aus dem Tagebuch beglaubigt am 2. Januar 1885*, (06. Januar 1885); *Auszug aus dem Tagebuch vom 29. März, beglaubigt am 1. April 1885* (12. März 1885), StaL E170 Bü946.

(Gehring, L.) の日誌から技術指導の実績をまとめたものである。ゲーリンクの技術指導はおよそ5ヶ月続き、彼はこの間延べ115日、412人の織布工(作業場の織布工を含む)に対し指導を行っている。その内容は、箆打ちと足踏み(杼口の開口)の間隔、織布の張りの弱さ、経糸ビームと織布ビームの位置、織機と箆框の高さ、杼口の不均一、ビームに巻かれた経糸のゆるみと不均一、緯糸の湿り気の不足あるいは汚水の利用、杼交換時の織端の乱れなど、製織準備過程あるいは製織過程における問題点の是正や作業最適化にむけた指導であった。また必要に応じて織機の修繕、調整、各種工具の取り付け作業も行われ、ホイベルクの農村一帯で手織を存続させるべく丹念な指導が続けられた²⁵。

(3) 産業振興政策の目的

以上の巡回技術指導の一例が示すように、工商業本部の亜麻織物業振興策は、手織工の存続をもってピュルテンベルク社会の基底をなす農工複合経営の保全を図ろうとするものであったが、同時にそれは工場制工業化の流れに逆行し、没落不可避の手織工を人為的に温存しようとする類のものではなく、手織工を工場制工業化の時代に適応させようという趣旨の政策でもあった。このことはシュタインバイス自身、三月革命の政治的緊張が

²⁴ Bericht vom 27. Oktober 1884.

²⁵ Bericht des Zeichenlehrers Leopold; *Auszug aus dem Tagebuch vom 29. März, beglaubigt am 1. April 1885* (12. März 1885), StaL E170 Bü946.

なお生々しい記憶としてのこるなか、手工業者むけ営業補習学校の必要性を訴える一連の文書で、語っている。

「人間社会から共産主義や社会主義の危険を取り払い、こうした思想傾向が社会環境や制度にひろく入り込む理由を顧慮し、風習的に良好な人間に対し、各人が専念する職業に必要な知識や熟練を獲得する機会を提供すること、」「とりわけ、いわゆる小営業に対する時代に即した教育が必要である。」²⁶また「産業分野における急速な進歩、生産方法の変革、労働力の増加や大規模資本の産業への流入による小経営から大経営への移行、これと不可分に結びついた生産・消費環境の変化、これら小営業の大部分がおかれた好ましからぬ事態が、数としては産業身分の著しい部分をなす小営業むけの良質の営業教育を不可避的に必要なものとしている。」²⁷

このような事態に鑑みたととき、国家が引き受けるべきとは課題とは、「特になお工場との競争の脅威にさらされていない分野の小営業身分が高度な技術的熟練を獲得し、規則に則った経営管理を習得し、競合関係にある外国の工業について恒常的な知識を得るよう、手助けすること」²⁸である。（文中、下線は引用者による。）

シュタインバイスは、三月革命期の政治的騒乱状態を念頭に、大衆の政治的先鋭化を抑制、社会対立の有利を図るうえで、産業身分、とりわけ小営業の職業的倫理的陶冶が必要であることを説いている。そのうえでシュタインバイスは、小営業の存立基盤が工場制工業化の進展により狭められつつあるあることを認め、時代に即した営業教育の整備を自らの課題として引き受ける。その際に注目されるのは、シュタインバイスが営業教育の必要性を認識するうえで、小営業を工場制工業化により没落が不可避な状態とみるのではなく、客観的に存立可能な存在と考えていた点である。そうした小営業の経営的上昇と近代化を「時代に即

した」営業教育を通じて推進し、「産業身分を自助が可能な状態にかえること」、これこそがシュタインバイスや彼が率いる工商業本部の課題であった。

2. 近代工業観と自由貿易論

シュタインバイスは、ビュルテンベルクの産業発展を推進する立場にありながら、工商業本部発足以来の重要な政策問題である営業自由の導入については反対の立場をとり、当時本部長を務めていたザウッター（Sautter, J. v.）とビュルテンベルク営業令（1836年）改正をめぐり激しく対立している。ザウッターは、ドイツ・マンチェスター派に近い立場にあるとされる経済的自由主義者であり、営業自由の全面的実現を求めていた。これに対して、シュタインバイスは、手工業徒弟制度というツフフト制度がもつ技能養成の機能を高く評価し、これを産業促進的な制度と捉えてツフフト擁護の論陣を張り、ザウッターに対抗した²⁹。両者の対立は、工商業本部が内務省から営業法改正を諮問され、1849年2月に手工業者18人、ファブリカント・商人18人、営業学校教員4人を招集し会議（*Stuttgart K. Centralstelle für Gewerbe und Handeln Verhandlung zur Berathung wegen Revision der Gewerbeordnung v. 1836 einberufenen Commission von Sachverständigen*）（以下、諮問会議）を開催した際、早くも表面化する。

以下、この諮問会議の議論に立ち入り、シュタインバイスのツフフト擁護の主張とその意味を、彼の近代工業観や自由貿易論の側面から検討しておこう。

（1）近代工業観

諮問会議の主要な議題は、①自営開始年齢の制限、②手工業および工業経営の営業資格、③手工業徒弟教育制度、④遍歴職人への支援制度、⑤商人および手工業者の販売権、である。工商業本部内の事前協議において、議題の確認や各議題についての意見交換・調整が行われるため、諮問会議

²⁶ Steinbeis, F. v., "in Betreff der Einrichtung von Handwerker-Schulen," *Gewerbeblatt aus Württemberg*, Nr. 18, 7. 5. 1851.

²⁷ Steinbeis, F. v., *Gewerbeblatt aus Württemberg*, Nr. 30, 1852.

²⁸ Steinbeis, "in Betreff der Einrichtung von Handwerker-Schulen,"

²⁹ シュタインバイスのツフフト擁護の主張を、職業技術教育論との関連で検討した、森良次「シュタインバイスの経済政策思想—ツフフト擁護と職業技術教育論」『経済論叢』（京都大学）第185巻第3号、2011年、を参照されたい。

でシュタインバイスとザウッターが激しく意見を対立させる場面は多くはない。そうしたなかで、シュタインバイスとザウッター、ファブリカントの意見が対立し、原則的な見解の不一致を顕在化させたのが、⑤商人および手工業者の販売権にかかわって、手工業親方（特に建築手工業者）が本来の営業分野を越え他分野で事業を営むことを認めるか否かという問題においてであった。ギムナージウム上級教員で工商業本部顧問を務めるカプフ（Kapff）とシュタインバイスの間で次のようなやりとりがなされ、この問題の背後にある原則的な立場の相違が明らかとなった。

（カプフ）

「諮問会議が営業活動を制限しようと主張するとき、[我々は] 解決しえない困難にぶつかる。なぜか。それは、特に [諮問会議に] 出席する手工業者が商業・営業自由への不安にひるんでしまっているためである。よく考えれば、全ての者がより自由でありたいと願っており、有能な手工業者は競争を恐れる必要はない。・・・あらゆる制限をもってしても競争を排除することはできず、手工業者はむしろ手工業者仲間こそ最大の競争相手とみている。この10年の産業と技術の進歩は、これまで数百年間の進歩よりも大きい。我々は、こうした進歩の時代に立っており、それは革命と呼ぶべきものである。我々の課題は、ただこの進歩を整然とした軌道へと導くことだけである。」

（シュタインバイス）

「諮問会議全体を通して、個人の努力はその個人的自由の維持へとむけられている。しかしながら、社会のなかで調和を保つためには、[個々人] 相互の制限が不可欠である。例えば、小営業では・・・イヌンクが創出されねばならない。技巧（Meisterschaft）の進歩は全般的なものではなく、一つの専門分野への集中という形にたどりつくものである。小営業の場合、まさにそうである。需要が多様化すればするほど、また工業が完成度を高めれば高めるほど、小営業はますます個々人の生産を限定しなければならぬのであり、このこと

は自然の成り行きである。・・・誰もが特定の範囲にとどまらねばならないのであり、それゆえ私は営業自由を支持しない。」³⁰

諮問会議における一連の討議を通じて、手工業者は営業自由に可能な限り制限を加えるよう主張し、手工業者親方の営業範囲を厳格に定める規定の緩和にも反対した。カプフの発言は、こうした議論を踏まえ、あらためて原則論を主張したものである。またこれに対するシュタインバイスの反論は、あたかもツunft利害を擁護し、営業自由の原則に全面的に敵対するかのようである。事実、シュタインバイスに続く手工業者の一連の発言はシュタインバイスを支持するものであったし、ザウッターは、営業自由の原則自体は議論の前提であって、これを問うことは諮問会議の議題にはなりえず、また専門化の傾向は産業発展の自然的な帰結ではあっても、それを法規によって導く必要はないと主張し、シュタインバイスの発言について、営業自由を前進させようとするこれまでの議論を否定するものであると厳しく批判した³¹。

だが、シュタインバイスはツunft利害を擁護するだけの保守的な中間層保護論者ではない。何よりもシュタインバイスは機械制技術や工場制工業それ自体を否定してはいない。シュタインバイスのツunft擁護の主張の意味内容を明らかにするため、彼が近代工業をどのように捉えていたか、確認しておこう。

シュタインバイスは、近代工業に対するデュルテンベルク社会あるいは議会内に存在する懸念や非難を念頭に、次のように述べている。

「一国において工業が高度に発達するためには、少なくとも高度な教育を受けた者が工業を認知し価値を認めることが不可欠である。機械による手労働の圧迫のためにかつてしばしばやいわれた非難は、確かにドイツでも徐々に消えつつある。工業により拡大した生産の優位性は当然のことであり、[工業への] 非難は人々の注意を引かざるをえないであろう。しかし、一国の財の合計がより多くより容易に増えるほど、個人にとっても財を

³⁰ Stuttgart K. Centralstelle für Gewerbe und Handeln Verhandlung zur Berathung wegen Revision der Gewerbeordnung v. 1836 einberufenen Commission von Sachverständigen den 2. u. s. f. Februar 1849, StAL, E 170 Bü 205.

³¹ Stuttgart K. Centralstelle für Gewerbe und Handeln.

獲得する機会はより多くより容易につくりだされるのであり、したがって機械の力により増加し安価になった工業製品は、良好な天候によって増加し安価になる農産物と同じように、全体にとってよいことである。」

工業の発展可能性についていえば、「工業はお互いの能力に制約をうける相互従属の体系であり、それは非常に長きにわたり拡大することができるため、人間の必要や満足は増大し、大地はそれに原料を供給することができる。またそれは長きにわたり限界に到達することがないため、人間はなおその快適さや満足の増大を追い求める。そしてそれは人口の増加と常に同じ速度で拡大するものである。その要点は、農地が不変であるということが[生産性上昇の]制約となる農業に比べ、工業はより高い実績をあげることができるということにある。それゆえ工業の拡大に限界はなく、もしそれが壁にぶつかったとしても、それは一時的なことにすぎないのである。」したがって、「手紡績への配慮から機械制紡績を非難することは、Spatan-Arbeitへの考慮から鋤を非難するのと同じように本末転倒であろう。」³²

シュタインバイスは、このように手工業技術に対する機械制技術の生産力的優位が明らかである以上、手工的生産者の没落を懸念し近代工業を批判することは無意味であり、近代工業を社会的に認知することが必要との立場を鮮明にしている。また近代工業が一国の物質水準の向上には不可欠であり、その長期にわたる生産性の上昇は人口増加に伴う消費水準の低下をも回避できると述べ、近代工業を極めて積極的に評価している。

では、シュタインバイスの近代工業観は、工商業本部がレース編工、手織工、時計工など手工的生産の段階にある中小産業経営を保全すべくその振興につとめ、シュタインバイスはその活動を主導する立場にあったこと、また中小産業経営への政策的配慮とは対照的に、機械制紡績・織布部門などの近代的工業部門に対しては直接的な支援策

を基本的にとらなかつたことと、どのように整合するのであろうか。

シュタインバイスは、諮問会議で商人に対する商取引の制限（手工業製品について、商人による売買を禁止し、手工業者にのみ販売権を認めようとの提案）が議題となった際、次のように発言している。

「小営業の安寧は、商業に対する攻撃のなかにはない。商業は小営業に不可欠な同盟者であり、これなしに小営業の努力が相応に報われることはなかろう。工場を小営業の敵とみなし、これと闘うことはない。なんと夥しい数の小営業、どれくらいの小営業が、工場が準備加工 (vorgearbeitet) したものを完成させることで存立の基礎を与えられているであろうか。もし工場の職長の助けがなく公衆に安価に製品を提供することができないならば、誰が小営業に仕事を与えるというのだろうか。人々は、大多数の小営業がもはや工場なしでは立ちゆかないことに、気付いている。」³³（文中、下線は引用者による。）

諮問会議では、手工業者が商人の無制限な販売活動を現下の窮乏化の原因として挙げ、特に商業活動が輸出より輸入に傾いていること、商人による工業（工場制）製品の販売が市場に安価な製品を氾濫させ手工業者を圧迫していることを批判していた。商人、ファブリカントの側からはこれに対する反論が種々加えられたが、上記のシュタインバイスの発言は、手工業製品の販売権を手工業者に限定するよう求める手工業者側の提案に反対する立場からなされたものであった³⁴。

以上の発言からわかるように、シュタインバイスは手工業者を工場制工業化の流れから切り離すのではなく、近代的工業部門は素材生産、手工業部門はその加工・完成品生産というかたちで両者の間に広範な分業関係が形成されている点に注目し、両者の相互促進的な関係のなかに手工業者の発展可能性をみてとるのである。「手工業はもはや工場との闘いによってではなく、工場を手工業

³² Steinbeis, F. v., *Die Elemente der Gewerbeförderung nachgewiesen an den Grundlagen der belgischen Industrie*, Stuttgart, 1853, S. 272-273.

³³ Stuttgart K. Centralstelle für Gewerbe und Handeln.

³⁴ Stuttgart K. Centralstelle für Gewerbe und Handeln.

の消費者や雇用者の領域に引き寄せることによつてのみ、維持されうる」との認識³⁵こそが、シュタインバイスにとって中小産業経営を振興する重要な経済的根拠をなしていたのである。工商業本部が手工的生産の段階にある中小産業経営の保全を図るため、「なお工場との競争の脅威にさらされていない分野の小営業」、織物業についていえば、「機械制織布がなお優位に立っていないか、機械制織布のために賃金が過度に押し下げられていない製品分野」へと中小産業経営を誘導することを政策の基本線としたことは、こうしたシュタインバイスの棲み分け論と符合するものであった。また小営業の存立可能性についての見通しがあるからこそ、シュタインバイスはツンフトを擁護し、その技能養成機能をもって小営業発展の制度的基盤にしようと考えたのである。工商業本部の産業振興政策が工場制工業化を阻止し、没落不可避な生産者を人為的に保全することを意図するものでなかったことは、シュタインバイスの以上の認識からも明らかである。

(2) 自由貿易論

ところで、シュタインバイスはツンフトを擁護し、これを解体せんとする営業自由の全面導入に反対する一方、通商政策については、自由貿易を強烈に指向した。

工商業本部でのシュタインバイスの最初の活動は、フランクフルト (M) の「ドイツ国民議会」への参加であったが、ここでシュタインバイスは、国民議会創設後に自由貿易運動を精力的に展開した「自由貿易党」(Freihandels-Partei) に対抗すべく、手工業者から大ファブリカントに至るまで様々な階層の商工業身分を組織し、「祖国の労働保護のための一般ドイツ協会」(Allgemeiner Deutsche Verein zum Schutze der vaterländischen Arbeit) の設立を呼びかけている。またドイツ国民議会は同協会の設立を決議し、シュタインバイスはその業務担当副会長 (geschäftsführenden Vizepräsidenten) として、オーストリアを含む

「適度に保護的な」ドイツ統一関税税率案の策定にあたっている³⁶。

しかし、その後シュタインバイスは、ビュルテンベルクの産業発展の市場的基盤を世界市場に求め、自由貿易を標榜するようになる。1851年のロンドン万国博覧会では、シュタインバイスはドイツ関税同盟枠での共同出展を求めるプロイセンの提案を拒否し、ビュルテンベルク単独出展を実現している³⁷。プロイセン政府は、シュタインバイスを政治的分裂主義者として激しく非難したが、シュタインバイスはビュルテンベルク単独の出展に固執し、その理由を次のように述べている。

「人々には大ドイツ経済圏を [形成] しようという意志がないので、全ての関税同盟諸国はその自己の可能性の枠内で発展 (aufbauen) しなければならない。ビュルテンベルクは、その地理的状況と住民の卓越した産業競争力とによって、政府が課題を正しく理解し、目標に沿って行動するならば、高品質産業を生み出すことができる。しかしながら、ビュルテンベルクはそうした製品を必要な程度受け入れることができない。それにはビュルテンベルクは小さすぎるのであり、シュバールベンは貧しすぎるのである。それゆえ、我々は営業制度を外国での販売に適合させねばならない。そうしたことを確実にするつもりがあるならば、我々はまず世界で知られていなければならない。今回のロンドン万国博覧会は、そのために非常に良い機会を提供してくれる。したがって、我々はこの博覧会に精力的に、そして入念かつ用意周到に取り組みねばならない。」³⁸

シュタインバイスは、ビュルテンベルクの内部市場が高品質産業を発展させるほどの規模と深さを備えていないことを指摘し、市場基盤を国外に求めている。シュタインバイスは、「祖国の労働保護のための一般ドイツ協会」での活動が示すように、本来、大ドイツ主義者であり、ビュルテンベルクとオーストリアとの関税・通商条約締結の

³⁵ Siebertz, P., *Ferdinand von Steinbeis Ein Wegbereiter der Wirtschaft*, Stuttgart, 1952, S. 151-152.

³⁶ Ebenda, S. 134-135; Christmann, H., *Ferdinand Steinbeis Gewerbeförderer und Volkserzieher*, Heidenheim, 1970, S. 27-28.

³⁷ Siebertz, a. a. O., S. 148-151; Boelcke, W. A., "Glück für das Land" *Die Erfolgsgeschichte der Wirtschaftsförderung von Steinbeis bis heute*, Stuttgart, 1992, S. 88-90.

³⁸ Siebertz, a. a. O., S. 148-149.

際にも、シュバルツェンベルク内閣で商務相を務めるブルック（Bruck, F. v.）らと交渉にあたり、1853年に条約を成立させている。同条約には全ドイツ的な関税統合が最終目標として掲げられ、そのために1860年に委員会が開かれることが明記されていた。そうしたシュタインバイスにとって、大ドイツ経済圏形成の見込みがない以上、プロイセン・ドイツはもはや問題とはなりえず、世界市場との結びつきこそが重要であった³⁹。

こうしたシュタインバイスの世界市場重視の姿勢は、1862年のビュルテンベルク・フランス通商条約締結の際に再び鮮明となる。周知のように、同年プロイセンとフランスの間で結ばれた通商条約は、自由貿易主義を基調とするものであり、シュタインバイスはその限りでビュルテンベルクがプロイセンに追随することを支持していた。しかし同条約の締結には、ドイツ関税同盟とオーストリアとの通商関係を分断しようというプロイセンの政治的意図が込められており、当初シュタインバイスの条約に対する評価は両義的であった⁴⁰。

しかし、シュタインバイスは、フランスとの通商条約がビュルテンベルクの対オーストリア経済関係にもたらす影響を憂慮しつつも、「いまやビュルテンベルクがその製品により世界市場でも評判を得ることは疑いをいれないことであろう」、「ドイツ外部市場へのビュルテンベルク製品の輸出の増加は確実にあり、対イギリス輸出の増加さえ見込まれる」との見通しのもと、「原料・半製品への輸入関税による物価高騰からできる限り国内産業を解放することを」選択した。輸入原料・半製品を用いた消費財生産は大きく拡大しており、もしこの種の産業部門に関税引き下げによる原材料・中間財価格の低下がもたらされるならば、販路の拡大は疑いをいれない、シュタインバイスはこのような判断をくだし、フランスとの通商条約締結を支持したのである⁴¹。

ところで、シュタインバイスがドイツ内部市場

よりも世界市場を重視していたことは、ビュルテンベルクを基盤に活動した「南ドイツ綿工業家協会」（Verein Süddeutscher Baumwollindustrieller）に象徴される素材生産部門の大工業利害に著しく反するものであった。同協会は、1870年ビュルテンベルク、バーデン、バイエルの綿工業家らにより結成され、ヨーロッパ有数の綿業地帯アルザスがドイツに併合されたことを機に、保護関税運動を強力に展開した企業家団体である。協会は、その後ルール重工業勢力との連携により「ドイツ工業家中央連合」（Centralverband der deutschen Industrieller）を創設し、ライヒ関税政策の保護主義的転換を推し進めることになる。他方、そうしたドイツ工業家中央連合への対抗から、ドイツ工業界におけるいま一つの陣営として生まれたのが「工業家連盟」（Bund der Industrieller）である。工業家連盟は、主に中小経営で構成される利益団体として1895年に発足した。「原料加工業」、「完成品産業」、「輸出産業」の利害を代表し、地域的にはザクセンを中心に、バーデン、ビュルテンベルクなどで活動した。そのなかでビュルテンベルクの中小産業経営もまた輸出産業の利害を前面に押し出し、「ドイツ工業家中央連合」が先導したライヒの保護主義政策に激しく抵抗した⁴²。

このような利害を有する工業家連盟の活動が、多くの点でシュタインバイスの中小産業経営振興や自由貿易主義の立場と重なり合うことは、明らかである。1879年にライヒ関税政策は、ルール石炭鉄鋼業（ドイツ工業家中央連合）と東部ユンカー農業両利害の同盟により保護主義へと転換した。ビュルテンベルク議会はこうしたライヒの立場に同調したが、シュタインバイスはこれにより自由貿易の主張を曲げることはなかった。そのため議会はシュタインバイスをマンチェスター主義者と攻撃し、最終的にシュタインバイスは工商業本部を辞することとなった⁴³。シュタインバイスが直接に振興を図った織物業（手織）、時計産業、

³⁹ こうした動きと軌を一にして、1853年には「ビュルテンベルク貿易会社」（Württembergische Handelsgesellschaft）が発足し、シュタインバイスは同社の活動に深く関与した。とりわけ万国博覧会では、シュタインバイスはビュルテンベルク製工業製品の宣伝・営業活動を精力的に行った。

⁴⁰ Siebertz, a. a. O., S. 142-143, 245-252.

⁴¹ Bericht der Centralstelle für Gewerbe und Handel an das K. Ministerium des Innern vom 23. Mai 1862 betreffend den Handelsvertrag zwischen dem Zollverein und Frankreich, Stuttgart, 1862, S. 31-39.

⁴² ドイツ産業内の二つの陣営、特に工業家連盟については、柳澤治『ドイツ中小ブルジョアジーの史的分析』岩波書店、1989年、117-139ページ、を参照。

編物産業などは後年工業家連盟に結集することになる。シュタインバイスの自由貿易指向を、近代工業と小営業との棲み分け論に重ねあわせるならば、シュタインバイスがこうした部門間の利害対立にどれほど自覚的であったかはともかく、少なくともその立場は客観的にはドイツ工業家中央連合に結集する素材生産部門の大工業ではなく、「原料加工業」、「完成品産業」、「輸出産業」の利害を優先するものであった¹⁴¹。

3. 市民論

(1) 「有能な市民」論

リストは、「耕地整理」によって創出されるはずの中産的独立農民層に、近代的自治・代議制度の基礎を支える国家市民としての役割を期待していたことは、既述のとおりである。シュタインバイスはこの点にかかわって、ビュルテンベルクの現実をどうみていたのであろうか。この問題に関するシュタインバイスの発言は多くはないが、彼は中間層問題とならぶ工場制工業の時代の社会問題である工場労働者問題に言及している。

「機械によって仕事をなくした人々が仕事を探そうとすれば、彼らは無為のままではなく、機械が人々から取り上げた純粋に機械的な仕事よりも割のよい新しい仕事を見つかることができる。また今日人間には体力とならんで熟慮することも必要で、それに対し報酬を与えるくれる仕事にも力を用いるよう促されている。そのため機械が入り込んでいるところでは、手労働の賃金は恐れられているほど下落することはなく上昇するのである。人々はこうしたことにますます気づき、確信するようになっていく。」

「工業がつくりだす活動の種類は植物や動物の形と同じように非常に多彩であり、工業は人間の活動領域に・・・多様性を与えている。各個人はどのような資質を備えているのか、身体的な面で

才能があるのか知的な面での才能なのか、才能が豊かなのか乏しいのか、多面的な才能なのか偏った一面的な才能なのか。工業は「これら」全ての人に進歩的な職業教育の道を割り当てる。」¹⁴²

機械によって手工労働が代替されてしまうことへの懸念に対し、シュタインバイスはここで近代工業と小営業との棲み分け論を再度主張しているわけではない。彼は、近代工業が手工的熟練の消滅とともに近代工業に固有の新たな工業熟練を生み出しているという事実に注意を喚起している。近代工業は自動機械のもとで半・不熟練労働に服する夥しい数の工場労働者を生み出しはしたが、同時に複雑な機械操作に熟練し製品の品質と円滑な生産過程の遂行に責任をもつ熟練労働者を必要不可欠とした。またそれは勘やコツにもとづく高度な手工的熟練に加え、技術知識を必要とする機械工のような熟練職種をも新たに生み出した。シュタインバイスは、このような近代的工業労働の多様性に着目し、ここから議論を拡張し、工業プロレタリアートの社会的上昇可能性に言及する。

「工場制工業には、人が他人に従い他人と力を合わせることを学ぶことができ、従属や服従を育てるのと同様に他人を指導するための教育をうける実践的な学校がある。それゆえ産業とその構成員に対し国家が適切な地位を割り当てるならば、産業は有能な市民を育てるための最良の培養所となるのである。我々は、工業のなかに労働意欲を涵養するだけでなく、人間社会を改良するための指導者「の役割」をも認めることができる。」

「高度な工業活動に専念しようとする者は、工業が学問と結婚した手工業であり、知識と技量を同時に前提とするものであるということを決して見失うことはない。彼は手工労働「に対する不案内」を恥じることはないが、神聖な学問の世界で門外漢のままではいけない。」「ドイツ人

¹⁴¹ Boelcke, a. a. O., S. 120-125 ; Siebertz, a. a. O., S. 265-271.

¹⁴² シュタインバイスおよび工商業本部の産業振興政策を、重化学工業ではなく、労働集約的な最終消費財産業・特製品生産のための政策として評価した研究に、Boelcke, a. a. O., がある。本稿もこうした見地からシュタインバイスの自由貿易論を評価するものであるが、他面でその主張は、「競争は、商業、工業の分野における最も強力な槌子(mächtigste Hebel)である」とシュタインバイス自身述べるように(Siebertz, a. a. O., S. 166.)、世界市場での競争が生産者に産業内での自らの位置を確認させ、技術と製品の革新への圧力として作用するというより一般的な意味での競争や自由貿易への信頼に支えられたものでもあったことは、付言しておくべきであろう。

¹⁴³ Steinbeis, *Die Elements der Gewerbeförderung*, S. 273-274.

は、しばしば一般的な学問教育のために特殊な専門教育をあまりにおろそかにしている。他方、[他の]工業国では事情は異なっており、一部の分野に偏った専門教育は、もしそれが徹底的に行われるならば、無学とは決して見なされない。産業活動において有能であるためには、全てを知ろうとすることは名誉ではなく非難されるべきことと思ひ至らねばならない。こうしたやり方で将来工業家となる若者の教育は導かれ、我々は熟慮する力の強化や実際の知識の教育とならんで、肉体と手工労働の持続的で同時的な訓練を目指さなければならない。]^{*46}

ここでシュタインバイスは、分業にもとづく協業という工場制工業の組織特性が自由な諸個人を生産という目的のための社会的協力へとむかわせるとともに、工場労働が労働意欲の涵養のみならず、労働者を知性と労働能力をもつ有能な市民へと陶冶する役割を果たすと述べている。そのうえで、シュタインバイスは労働者の社会的上昇の可能性を、より具体的に熟練労働者が生産過程で基幹的な役割を果たす工場の組織労働のなかにみいだしている。シュタインバイスは、単に手工的熟練労働の重要性を指摘するのではなく、近代工業を「学問と結婚した手工業」と形容し、工業労働が構想労働と実行労働を内包し、その担い手である労働者には手工的熟練とともに技術知識が不可欠であることを強調している。これは技師層に局限した議論ではない。むしろ、シュタインバイスの職業技術教育論を踏まえるならば^{*47}、生産・管理技術の両面で工場において基幹的な役割を果たす熟練労働者全般について、述べたものとみるべきである。シュタインバイスが近代工業を有能な市民を育てる学校として高く評価するとき、その具体的な根拠となっていたのは熟練労働者がひしめく工場の現場であり、またシュタインバイスが整備した営業補習学校、専門学校、養成作業所といった職業技術教育は、こうした職場の実践的技能養成を補完するものとして位置づけられていたのである。

(2) 農工分離と自助自立

では、リストが国家市民たり得ないとして切り捨てた、経済的独立の基盤をもたない零細農民や小手工業者の「蔓延」を、シュタインバイスはどのようにみていたのであろうか。シュタインバイスはビュルテンベルクの農工結合を否定的に評価する発言をしている。

「都市の幸福は大規模な人口のなかにもみ見いだされるのであり、逆に農業ゲマインデの幸福は土地の耕作に必要なあらゆる労働力を遠ざけることのなかにもみ求められる。こうした対照性が綿密に促進され、都市と農村が互いに友好的に手をさしのべることで、多くの住民が小さな土地のうえで幸福に暮らすことができる。」したがって、「工場が、孤立した村落にあちこち移るよりは、むしろ個々の労働者が工場を追いかけて移動するほうが妥当である」。

「鉄道と結びつき、公共施設の建設でぬきんでた都市は、将来的に[ビュルテンベルクの]交通と工業の中心地となり、都市はここから極めて大きな利益を引き出すであろう。」「ビュルテンベルク工業の趨勢や成長に関する問題は、個々の大きな都市がこうした関連で[鉄道への接続や公共投資]をできるかどうかで決まるのであり、工業は相応の魅力を備えた中心地を必要不可欠としている。」^{*48}

シュタインバイスのこの発言は、あたかもリストの西南ドイツ小農制批判のようである。シュタインバイスは、西南ドイツに特徴的な農工結合をここで明確に否定し、都市と農村、工業と農業の空間的分離が必要であること、工業にとって交通条件と産業基盤を備えた都市こそが発展の基盤となりうることを断言している。もしこうした農工分離が徹底してすすめられた場合には、工場労働者(小営業者)と土地との結びつきは絶たれることになるが、シュタインバイスはこのような事態をも見据え、「手工業修業の経験のある工場労働者に、工場勤めとならんで、手工業を工場労働に邪魔されず営むことが許されれば、工場主への従

^{*46} Ebenda, S. 274-275.

^{*47} 森「シュタインバイスの経済政策思想」。

^{*48} Steinbeis, *Die Elemente der Gewerbeförderung*, S. 104, 268, 270.

属は根本的に緩和される。こうしたことは、工場主が人々を完全には雇用できない時期にも、人々が他の方法で生活の糧を得ることができるという利点をもっている」と述べ、農工結合がもたらす経済的安定性という利点を認めたとうえで、これが解体した後の工場労働者のあり方を提起している。

以上のシュタインバイスの発言が、工商業本部の産業振興政策の意図や実践とおよそ性格を異にするものであることは、明白である。シュタインバイスの農工結合に関する評価は、大工業の技術者としての経験やベルギー視察を通じて形成されたものと思われるが、こうした評価と現実の政策実践との大きな落差は、中小産業経営の保全という課題が、実は工商業本部発足以来の自明の方針であったわけではなく、むしろ現実の社会問題に対処すべく、工商業本部が農工結合の現状を受け入れ、中小産業経営の存立・発展可能性を模索するなかで、確定したものであることを示唆している。

とはいえ、シュタインバイスはその哲学を投げ捨て、ビュルテンベルク経済の現実を無批判に受け入れていたわけではない。彼は、ゲマインデが果たすべき産業振興政策上の課題として、都市の産業基盤、労働者住宅、営業補習学校・貯蓄銀行などの整備や農工分離の推進とならんで、ゲマインデ住民に対する自助自立意識の涵養を挙げている。

「ゲマインデ行政は、敏速で明確な業務処理によって個人を助け、その模範となることができるであろう。ゲマインデ行政は、際限のない話し合いにより最良の市民の貴重な時間を失わせてはならない。それによって個人の独立意識、決然とした意志、重要なことを成し遂げ激動の時代に社会秩序を維持することができる行動力、を萎えさせてはならない。」^{*49}

シュタインバイスは中小産業経営に特段の政策的配慮をしながらも、個人に対して強い自立意識

を求めている。「教育もなく独立心もなく、また公務に従ったり市民権を擁護したりするために必要な経済的地位を持っていない」とリストが評する小手工業者や零細農民の現実をシュタインバイスは決して由とはせず、しかしその存在を否定することもなく、ゲマインデ住民に対し自立意識を求めるのである。その場合に、中小産業経営に関心を集中させる産業振興政策が「中間層保護」の側面をもっていることとの関連があらためて問われることになるが、これについては、シュタインバイスが事実上「補完性原則」の立場にたつて政策運営を行っていた点に注意を喚起しておきたい。

シュタインバイスにとって、営業補習学校を整備する目的とは、「産業身分を自助が可能な状態にかえること」^{*50}であったし、特定の産業・地域を対象にした振興政策については、常に当事者の問題解決に向けた主体的関与が前提とされていた。シュタインバイスは、国家による産業保護を批判し、ベルギー産業を事例に次のように述べている。

「多くの場合に国家が新企業に刺激を与え、助成を行うことを好ましいとするならば、これに対して、我々はベルギーでは非常に大きな企業の大多数は国家助成なしに成立し、持続的に繁栄しているということを指摘しなければならない。大工業は基本的に、資金と工業経営に必要な能力を備え、同時に初期の企業の困難に立ち向かう勇気をもった企業の進取の精神のなかからうまれてこなければならない。」「工業の拡大のために、しかも政府の援助なしに活動することは、まず第一に工業自身の責務であり、その利用は著しく困難な場合にのみ正当化される。」^{*51}

このようにシュタインバイスは、19世紀ブルジョワ社会に典型的な個人の自助自立の精神を政策運営の原則としつつ、自助が不可能な個人、社会層、地域に対しては、自助のための援助を惜しまず、その不作為は社会体制維持の観点から望まし

^{*49} Ebenda, S. 271.

^{*50} Königliche Kommission für die gewerblichen Fortbildungsschulen (Hg.), *Die Entstehung und Entwicklung der Gewerblichen Fortbildungsschulen und Frauenarbeitsschulen in Württemberg*, Stuttgart, 1889, S. 8-11.

^{*51} Steinbeis, *Die Elemente der Gewerbeförderung*, S. 277-278.

いものではないと考えていたのである。

結び

以上の検討を踏まえ、シュタインバイスの産業振興政策論を要約すれば、次のようにいうことが許されよう。

シュタインバイスの「有能な市民」論は、前三月革命期の中間層保全論やプロレタリアート脅威論にはみられない、工場制工業化の時代に工業自体のなかに新たな社会秩序形成の可能性を見取ろうとするものであった。シュタインバイスが、「労働者教育協会」(Arbeiterbildungsverein)や「労働者消費組合」(Consum-Verein für die Arbeiter)、救済金庫の設置を推進しその活動に関与したのは、工場労働者に市民としての物質的内実を与えるためであり、シュタインバイスにとってそれは労働者の自助自立に反しない限り推進されるべきものであった。

他方、農工分離の主張には、リストとの共通点が認められる。シュタインバイスは、西南ドイツ小農制が抱え込んだ社会問題について、リストと認識を共有していたといえるが、シュタインバイスがリストと異なるのは、現実の農工結合を否定することなく、これを受け入れ、農・工業が纏れ合う中小産業経営の振興に努めたという点である。産業振興政策を与えるシュタインバイスや工商業本部にとって、ビュルテンベルクでとりわけあつた社会層をなす中小産業経営を無視して政策運営を行うことは現実的に不可能であり、中小産業経営への政策的配慮は西南ドイツ社会の現実に規定されたものであった。

ただし、シュタインバイスの政策実践は、没落不可避な小営業を人為的に保持しようとするものではなく、近代工業と小営業との棲み分け論を経済的根拠としていたのであり、中小産業経営を工場制工業化の時代に即応させようとい図るものであった。それは個人の自助自立を前提とし、産業振興政策はこれに必要な限りで発動されるものであった。

シュタインバイスが世界市場を重視し、自由貿易を強く指向したことは、ドイツ国内市場防衛のため保護関税を求める、素材生産を中心とする大工業の利害に著しく反するものであった。しかし、それは個人の自立を尊ぶシュタインバイスにとつ

て、しかも1850年代という順調に工業が発展をする段階においては、当然のことであり、また何よりも中小産業経営が多数を占める「原料加工業」、「完成品産業」、「輸出産業」利害への配慮の結果であった。それはリストが摘出した西南ドイツの社会問題に対する、シュタインバイスに独自の解決であった。